



ひと、暮らし、未来のために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

障害者自立支援給付支払等システムについて

平成30年3月23日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

1. システム関係の今後のスケジュール

このページは空白です。

平成30年度制度改正・障害福祉サービス等報酬改定及び審査支払事務システム関係スケジュール

		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
国	説明会等		★3/2 社会保障審議会障害者部会 ★3/23 障害者総合支援合同担当者説明会 ★3/14 障害保健福祉関係主管課長会議										
	平成30年度制度改正・報酬改定対応	★2/9 報酬算定構造(案) インタフェース仕様書(案)等の提示(※)	報酬告示 留意事項通知 事務処理要領 インタフェース仕様書 サービスコード表等の提示	★報酬改定施行									
	審査支払事務の見直し	省令案等の提示	省令・告示の公布 審査支払規則例の提示 事務処理要領等の提示	★改正法施行							★警告からエラーへの移行		
		平成30年度制度改正・報酬改定及び審査支払事務の見直しに係るシステム改修			審査支払事務の見直し及び高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大への対応に係るシステム改修						★10月下旬(予定)		
国保中央会		ベンダテスト			統計機能対応に係るシステム改修						★8月下旬(予定)		
		取込送信システムリリース 簡易入力システムリリース 電子請求受付システムリリース 伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)リリース			★4/23(予定) ★5/1(予定) ★5/7(予定) ★4/16(予定) ★5/14(予定) ★5/21(予定)						★5/28(予定)	審査支払等システムリリース	
国保連合会		異動情報登録			1日～請求受付開始						一次審査開始	平成30年度制度改正・報酬改定対応に係る統計処理開始(自立支援等実績データ)	新高額算定処理開始
都道府県		平成30年度制度改正・報酬改定及び審査支払事務の見直しに係るシステム改修			ベンダテスト								
		異動情報作成			異動情報作成								
市町村		平成30年度制度改正・報酬改定及び審査支払事務の見直しに係るシステム改修			高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大への対応に係るシステム改修								
		ベンダテスト			ベンダテスト								
障害福祉サービス等事業者		平成30年度制度改正・報酬改定及び審査支払事務の見直しに係るシステム改修			1日～請求開始								

※平成30年度制度改正・報酬改定及び審査支払事務の見直しに係るインターフェース仕様書(案)の主な変更点については、参考資料1を参照。

このページは空白です。

2. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

このページは空白です。

2-1. 障害福祉サービス等に係る給付費の 審査支払事務の見直しについて

このページは空白です。

2-1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(1) 給付費の審査支払事務の見直し

給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)において、自治体が国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。(平成30年4月施行)

改正法成立後、国民健康保険中央会では「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置し、給付費等の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け議論を行っており、平成29年度においては障害者総合支援法等審査事務研究会報告書がとりまとめられている。報告書については下記のURLに掲載されているので、各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL https://www.kokuho.or.jp/concern/concern_care.html

(2) 国保連における一次審査と市町村等における二次審査

新たな審査支払事務において国保連は、障害福祉サービス事業所等からの給付費請求に対し、都道府県等が作成する事業所台帳、市町村等が作成する受給者台帳等と照らし合わせ「一次審査」を行い、その結果問題ないと判定された請求情報は「正常」とする。また、これまで行っていた事務点検で「警告」とされていたもののうち、事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容と明らかに不整合であるものや報酬算定ルールに則していないもの等は「エラー(返戻)」とする(「警告」から「エラー(返戻)」への移行)等、不適切な請求については「エラー(返戻)」とする。さらに報酬算定ルール上、市町村等の個別判断が必要となるものや複数事業所が関係する利用者負担上限額管理の内容誤りや決定支給量を超過している場合など、市町村等において特に確認が必要なものについては「警告(重度)」として「警告」と区分する。

国保連における一次審査を効果的に実施するため、これまで行っていた事務点検では実施しておらず、市町村が審査していた「同一日・同一利用時間帯におけるサービスの重複利用がないことの確認」、「同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容の確認」等のチェックを行う等、審査内容の拡充を行う。

市町村等においては、一次審査で「警告(重度)」及び「警告」となった項目について「支払」とするか「返戻」とするか等の判断等を行う。これを「二次審査」という。

国保連では、市町村等における二次審査が効率的に実施されるよう、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージを分かりやすく見直した一次審査結果資料を作成し、市町村等に提供する。

市町村等においては、国保連から提供される一次審査結果資料を基に適正な二次審査を実施すること。(別添1)

2-1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(3) 障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化

国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム及び取込送信システムにおいて(※1)、国保連においてこれまで行っていた事務点検で実施しているチェック及び一次審査において強化・拡充されるチェックを踏まえ、障害福祉サービス事業所等が給付費請求を行う際の点検機能強化を行う。

具体的には、簡易入力システムについては、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書を自動作成する対応範囲を拡充する、取込送信システムについては、報酬毎の単位数や算定要件を定義する単位数表マスタとの突合に係る点検を追加する等の強化を行う。(別添2)

※1 簡易入力システム…事業所の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。

取込送信システム…簡易入力システム以外のシステム(市販の事業所業務管理ソフトウェア)で請求情報を作成した場合に、作成した請求情報を取り込み、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。

(4) 事業所台帳情報参照機能の追加

障害福祉サービス事業所等が請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするため、都道府県等に届出済の内容を反映した国保連に登録されている事業所台帳情報を、電子請求受付システムを介して障害福祉サービス事業所等自ら参照できるようにする。(※2)

※2 電子請求受付システム…事業所等がインターネットを經由して送信した請求情報を受け付け、支払決定額通知書等を通知するシステム

2-1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(5) 新たな審査支払事務の円滑な実施

国保連における一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、期限内の台帳整備をお願いする。

また、審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、サービス提供事業所の給付費請求時における点検機能強化、事業所台帳情報参照機能の追加等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、説明会の開催等により障害福祉サービス事業所等に対して周知すること。

さらに、各自治体においては、台帳整備や二次審査の適切な実施に必要な事務体制を整備すること。

(6) 審査事務及び台帳整備にかかる事務処理マニュアル

効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、上記研究会において自治体向けの事務処理マニュアルの作成を進めている。

各自治体におかれては、台帳整備や二次審査の適切な実施に当たり、当該事務処理マニュアルを参考とされたい。
なお、事務処理マニュアルについては、作成次第、別途お示しする。

(7) 給付費の審査支払事務の見直しのスケジュール

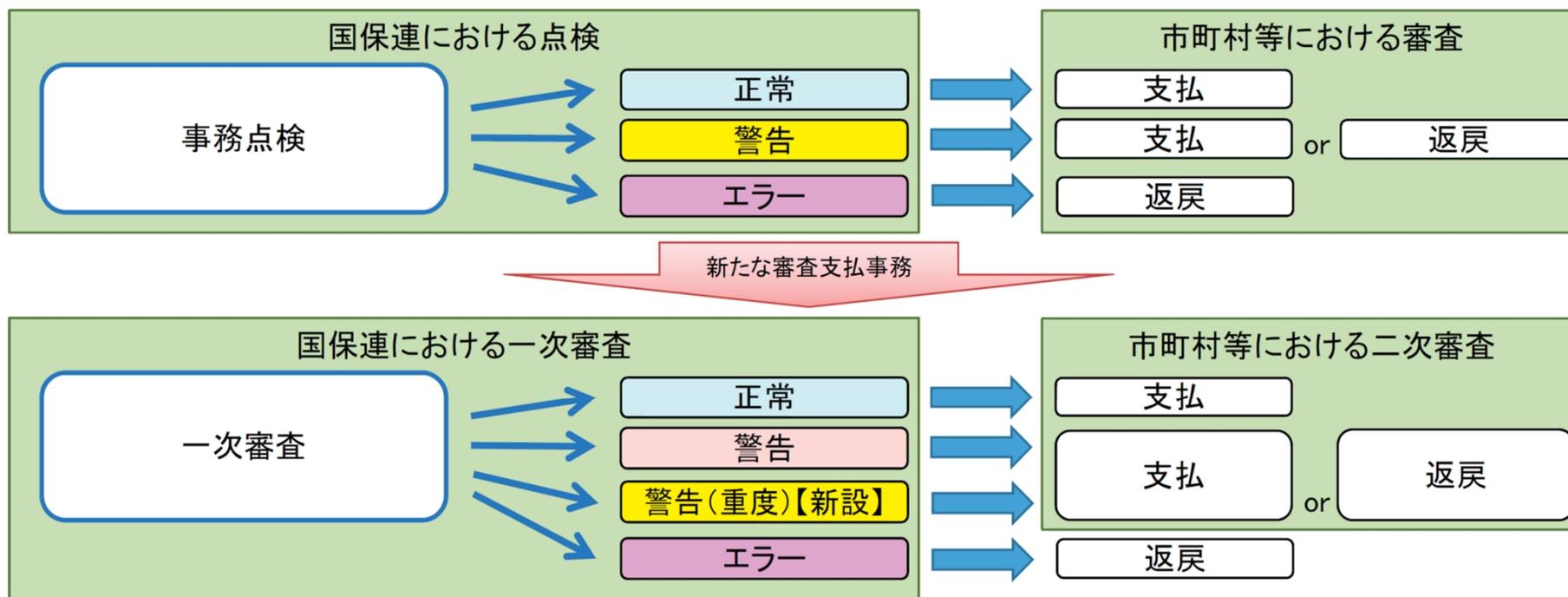
今般の改正法は平成30年4月から本格施行となる。また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定も実施される。今回の制度改正及び報酬改定は大規模なものとなるため、効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、平成30年度以降に実施を予定している「警告」から「エラー(返戻)」への移行、審査内容の拡充や障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等については、段階的に実施することとしており、対応時期等については追ってお示しする。(別添3)

2-1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

国保連における一次審査と市町村等における二次審査

別添1

○ 現在、国保連では市町村等における審査を支援するため、「事務点検」を実施しているが、新たな審査支払事務においては、国保連で「一次審査」を行い、一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査において、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの(エラー)については、国保連の審査による返戻として処理する。

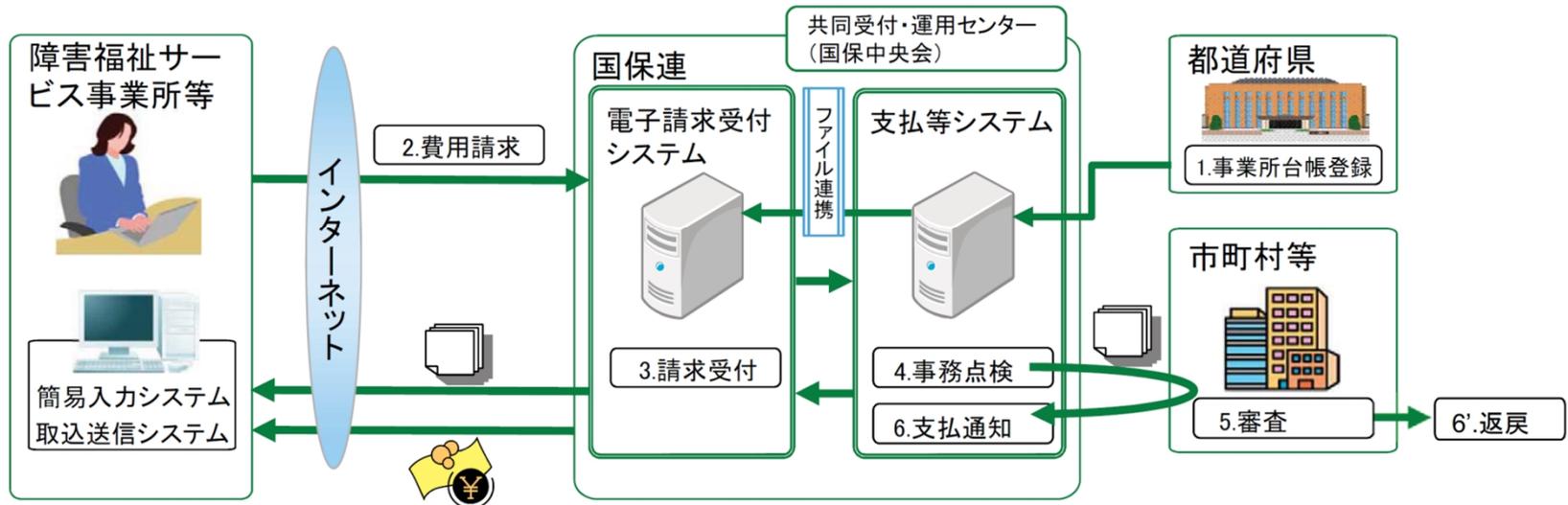


実施項目	国保連において新たに実施する内容
「警告」から「エラー」への移行	事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村で審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連の審査で「エラー(返戻)」とする。
「警告(重度)」の追加	報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。
審査内容の拡充	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例: 同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック など
一次審査結果資料の作成	市町村における二次審査を効率的に行うことができるようにするため、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。

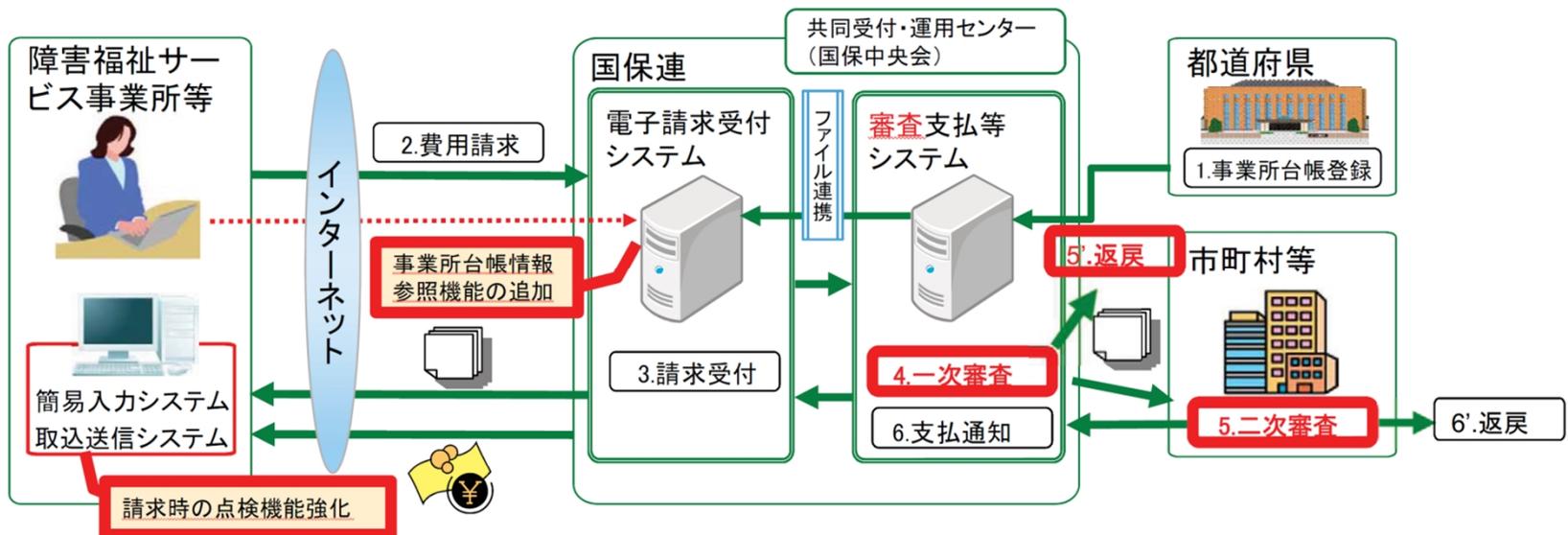
2-1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

請求から支払までの全体概要図

別添2



新たな審査支払事務



2-1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

新たな審査支払事務の実施に向けた対応スケジュールについて

別添3

○効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けては、以下のとおり対応を予定している。

 : 国保連のテスト環境へのリリース

 : 国保連システムリリース

 : マニュアルのリリース ※複数存在する場合、段階的なリリースを指す

No	対応内容		実施時期							
			2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	請求時の機能強化	請求時の点検機能強化	検討			順次、対応を実施				
2		事業所台帳情報参照機能の追加	検討							
3	一次審査等の実施	仮審査の活用	仮審査実施の推奨／実施フォロー							
4		審査機能の強化(一部制度の取扱いを受けた対応を含む)	検討			順次、対応を実施				
5		警告からエラーへの移行	検討				順次、対応を実施			
6		審査内容の拡充	検討			順次、対応を実施				
7		査定の導入	課題の検討				実施時期については、課題の検討状況を踏まえて検討			
8	一次審査結果資料等の作成	一次審査結果資料の作成	検討							
9		事務処理マニュアルの作成(審査事務及び台帳整備)	検討	 (暫定版)	 (初版)	 (改版)		 (改版)		
10	台帳情報整備の改善	台帳情報整備期間の前倒し	運用の見直し及び周知							
11		台帳情報等参照機能の追加				検討				
12	自治体職員・国保連職員への研修		研修内容の検討				研修の実施			
13	事業者への研修		パンフレットの作成・配布		研修テキストの整備			eラーニングの実施		

2-2. 契約情報の取り扱いの変更について

このページは空白です。

2-2. 契約情報の取り扱いの変更について

平成30年度審査支払事務の見直し対応において、国保連における一次審査を効果的に実施するため、これまで行っていた事務点検では実施していなかったチェックを行う等、審査内容の拡充を行う。

契約情報については、現在、提出が任意となっている通所系サービスにおいて、提出された契約情報の内容に誤りがあった場合は「警告」と判定され、市町村審査にて返戻となる場合がある一方、提出する必要があるにもかかわらず提出していないことで正常として取扱われるなど、その取扱いに矛盾が生じている。

上記を踏まえ、契約情報の提出が任意となっている通所系サービスについても提出を必須とするよう変更を行い、平成30年度より実施される国保連における一次審査(5月受付分以降)のチェック対象とする。

■平成30年4月以降の請求において契約情報レコードの作成が必須となるサービス(変更分のみ記載)

※詳細は、「インタフェース仕様書(案)事業所編」を参照。

障害福祉サービス	
サービス種類コード	サービス名称
22	生活介護
41	自立訓練(機能訓練)
42	自立訓練(生活訓練)
43	就労移行支援
44	就労移行支援(養成)
45	就労継続支援A型
46	就労継続支援B型

障害児支援	
サービス種類コード	サービス名称
61	児童発達支援
62	医療型児童発達支援
63	放課後等デイサービス
64	保育所等訪問支援

このページは空白です。

2-3. 警告からエラーへの移行について

このページは空白です。

2-3. 警告からエラーへの移行について

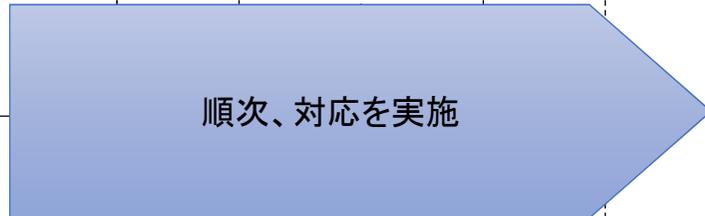
(1) 概要

- 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会で実施する一次審査において、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「警告」から「エラー」に移行する。
 なお、移行にあたっては関係機関への影響を考え、段階的に移行することとし、第一段階は請求情報の整合性チェックに関するものを移行し、第二段階として各種台帳情報との突合による整合性チェックに関するものを移行することを予定している。

(2) 対応スケジュール

- チェック要件等の見直し、警告区分(警告(重度))の追加及び新たなチェックの追加は、平成30年5月に対応する。
- 「警告」から「エラー」への移行の第一段階については、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、2018年11月審査分(2018年10月サービス提供分)からを予定している。
 なお、審査支払等システムにおいては、2018年5月審査分より移行対象のエラーコードであることが分かるようエラーメッセージの文頭に★を付与する。
- 第二段階については、新たなチェックの追加等も含め、順次対応を実施する。

 : 審査支払等システムへのリリース

No	時期	対応内容	2018年度		2019年度		
			上期	下期	上期	下期	
1	第一段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加	 5月				
2		警告からエラーに移行	 事業所への周知  警告(★)	 11月(予定)		 エラー	
3	第二段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加			 順次、対応を実施		
4		警告からエラーに移行					

※: 警告
★: 警告(エラー移行対象)

2-3. 警告からエラーへの移行について

(3) 第一段階(2018年11月予定)の移行対象エラーコード(案)一覧

○ 第一段階(2018年11月予定)の移行対象エラーコード(案)は、以下のとおり。

※エラーコードのメッセージについても見直しを行うため、一覧上は現行のメッセージと見直し後のメッセージを併記している。(チェック要件を細分化した新規エラーコードの「メッセージ(現行)」列には、細分化前のエラーコードのメッセージを記載)

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
1	EE31	※受付:明細情報に一致するサービス種類が日数情報に存在なし	★受付:明細情報の「サービスコード」に該当する「サービス種類」が日数情報に存在していません
2	EE34	※受付:利用日数管理票・原則日数総和が各月原則日数の合計超過	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「原則日数の総和」が「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の原則日数の合計を超えています
3	EE35	※受付:モニタリング日が記載されていません	★受付:モニタリング日が設定されていません
4	EF21	※受付:集中支援加算と退院・退所月加算は併給できません	★受付:集中支援加算と退院・退所月加算は同一月に算定できません
5	EJ28	※受付:上限額管理事業所の項番が1になっていません	★受付:上限額管理結果票の項番1に上限額管理事業所以外が設定されています(相談支援事業所を除く)
6	EJ29	※受付:日数情報の利用日数がサービス利用日数を超過しています	★受付:日数情報の「サービス開始日等・利用日数」が請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計を超えています
7	EL03	※受付:サービス開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
8	EL04	※受付:サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です	★受付:請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています
9	EL05	※受付:契約開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
10	EL06	※受付:契約終了年月日がサービス提供年月より以前です	★受付:請求明細書の「契約終了年月日」に「サービス提供年月」以前の年月が設定されています
11	EL07	※受付:開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日が設定されています
12	EL09	※受付:モニタリング日の年月がサービス提供年月と一致しません	★受付:相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません
13	EL10	※受付:当月の利用日数が当該月の日数を超過しています	★受付:請求明細書の「利用日数」が当該月の日数を超過しています
14	EL12	※受付:日数合計が当該月の日数を超過しています	★受付:請求明細書の「利用日数」「入院日数」「外泊日数」を合計した日数が当該月の日数を超過しています
15	EL19	※受付:利用日数特例の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

2-3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
16	EL20	※受付:入所中算定日と退所日の関係に誤りがあります	★受付:地域移行加算の「入所中算定日(年月日)」が「退所日(年月日)」以降の日付となっています
17	EL21	※受付:入所中算定日とサービス提供年月の関係に誤りがあります	★受付:地域移行加算の「入所中算定日(年月日)」が「サービス提供年月」と一致していません
18	EL22	※受付:地域移行加算の退所後算定日が正しい日付ではありません	★受付:地域移行加算の「退所後算定日(年月日)」が「退所日(年月日)」以前、または30日を超えた日付となっています
19	EL23	※受付:入院日数が当該月の日数を超過しています	★受付:「入院日数」が当該月の日数を超過しています
20	EL24	※受付:外泊日数が当該月の日数を超過しています	★受付:「外泊日数」が当該月の日数を超過しています
21	EL54	※受付:退所日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付:実績記録票の「退所日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
22	EL56	※受付:サービス提供年月が利用日数の特例対象期間外です	★受付:請求明細書の「サービス提供年月」が利用日数管理票の対象期間外です
23	EL58	※受付:退所後算定日と退所日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の「退所後算定日(年月日)」が設定されている場合、「退所日(年月日)」の設定が必要です
24	EL72	※受付:自立生活支援加算の退居後算定日が正しい日付ではありません	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」より過去、または30日を超えた日付となっています
25	EL73	※受付:入居中算定日と退居日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「入居中算定日」が「退居日」を過ぎています
26	EL74	※受付:入居中算定日とサービス提供年月の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「入居中算定日」の年月が「サービス提供年月」と一致していません
27	EL75	※受付:退居日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居日」が「サービス提供年月」の翌月以降です
28	EL76	※受付:退居後算定日と退居日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が設定されている場合、「退居日」の設定が必要です
29	PA30	※受付:生活訓練利用期間に応じた請求ではありません	★受付:生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません
30	PA33	※受付:移動介護加算の算定可能回数を超過しています	★受付:移動介護加算の「回数」を合計した回数が当該月の日数を超過しています
31	PB57	※受付:福祉専門職員等連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から90日以内の年月である必要があります
32	PB58	※受付:行動障害支援連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:行動障害支援連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から30日以内の年月である必要があります
33	PB77 (PB48)	※受付:送迎加算の算定要件が一致しません	★受付:事業所台帳の「送迎加算の有無」が「有り」のため、送迎加算(Ⅰ)及び送迎加算(Ⅱ)は算定できません
34	PJ64	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から90日以内	★受付:有期有目的(91~181日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から91~180日の年月である必要があります

2-3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
35	PJ65	※受付:有期・有目的期間(90日以内)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(最初の90日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています
36	PJ66	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から91日以上経過	★受付:有期有目的(最初の90日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から90日目の年月以前である必要があります
37	PJ67	※受付:有期・有目的期間(180日以内)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(91日目から181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています
38	PJ68	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から181日以上経過	★受付:有期有目的の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から180日目の年月以前である必要があります
39	PJ69	※受付:有期・有目的期間(181日以上)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超えています
40	PJ78	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から180日以内	★受付:有期有目的(181日目以降)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から181日目の年月以降である必要があります
41	PP10	※支給量:合計算定日数(日)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数(日)」と一致していません
42	PP13	※支給量:家庭連携加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」と一致していません
43	PP16	※支給量:実費算定額が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額(円)」と一致していません
44	PP17	※支給量:地域移行加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の地域移行加算の「回数」の合計が実績記録票の地域移行加算の入所中算定・退所後算定の回数と一致していません
45	PP18	※支給量:訪問支援特別加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
46	PP22	※支給量:食事提供加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」と一致していません
47	PP23	※支給量:入院時支援特別加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
48	PP24	※支給量:帰宅時支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」と一致していません
49	PP25	※支給量:自立生活支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立生活支援加算の「回数」の合計が実績記録票の自立生活支援加算の入居中算定・退居後算定の回数と一致していません
50	PP26	※支給量:夜間支援体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の夜間支援体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援体制加算の算定回数と一致していません
51	PP28	※支給量:初期加算の日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
52	PP30	※支給量:通所型(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型(回)」と一致していません

2-3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
53	PP31	※支給量: 自活訓練加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の自活訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自活訓練加算(回)」と一致していません
54	PP32	※支給量: 入所時特別支援加算日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
55	PP34	※支給量: 訪問型1時間未満(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」と一致していません
56	PP35	※支給量: 訪問型1時間以上(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間以上)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」と一致していません
57	PP36	※支給量: 重度包括支援の単位数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 重度包括支援の単位数が実績記録票と請求明細書で一致していません
58	PP38	※支給量: 日中支援加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数と一致していません
59	PP39	※支給量: 移動介護分の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票と請求明細書で一致していません
60	PP41	※支給量: 明細書の入院・外泊時加算回数が実績記録票を超過	★支給量: 請求明細書の入院・外泊時加算の「回数」の合計が実績記録票の入院・外泊時加算の算定回数と一致していません
61	PP46	※支給量: 欠席時対応加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数と一致していません
62	PP48	※支給量: 合計算定回数計が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計と一致していません
63	PP51	※支給量: 特定障害者特別給付費・給付費請求額の合計が上限額を超過	★支給量: 請求明細書の特定障害者特別給付費の「給付費請求額」の合計が助成上限額(10,000円)を超えています
64	PP55	※支給量: 集中支援加算の算定要件の回数を満たしていません	★支給量: 地域移行集中支援加算を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」が6日以上であることが必要です
65	PP56	※支給量: 退院・退所月加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 地域移行退院・退所月加算を算定する場合、実績記録票の地域移行加算の「退所日(年月日)」の設定が必要ですよ
66	PP57	※支給量: 緊急時支援の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量: 請求明細書の緊急時支援の「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援の算定回数の合計と一致していません
67	PP59	※支給量: 合計算定日数(日)が正しく設定されていません	★支給量: 請求明細書の地域移行の「回数」の合計が「1」以上の場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上であることが必要です
68	PP61	※支給量: 授業の終了後に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量: 請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数と一致していません
69	PP62	※支給量: 休業日に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量: 請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数と一致していません
70	PP63	※支給量: 移行準備支援体制加算Ⅰの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数と一致していません

2-3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
71	PP64	※支給量: 移行準備支援体制加算Ⅱの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数と異なります
72	PP65	※支給量: 夜間支援等体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数と一致していません
73	PP68	※支給量: 共同生活援助の様式18-1がありません	★支給量: 共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)に対応した共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)がありません
74	PP69	※支給量: 受託居宅介護サービスの提供日が様式18-1にありません	★支給量: 受託居宅サービスの提供日と同一日の提供実績が共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)にありません
75	PS28	※受付: 開始時間が不正または形式に誤りがあります	★受付: 実績記録票の「開始時間」の形式が不正です
76	PS33	※受付: 終了時間が不正または形式に誤りがあります	★受付: 実績記録票の「終了時間」の形式が不正です
77	PS39	※受付: 食費の単価が正しく設定されていません	★受付: 補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、食費の単価の設定が必要です
78	PS40	※受付: 光熱水費の単価が正しく設定されていません	★受付: 補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、光熱水費の単価の設定が必要です
79	PS47	※受付: 各小計 食事の小計値が明細合計と一致しません	★受付: 実費算定の合計の「各小計 食事(円)」が食費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
80	PS48	※受付: 各小計 光熱水費の小計値が明細合計と一致しません	★受付: 実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
81	PS49	※受付: 実費合計額(円)の計算値が不正です	★受付: 実績記録票の「実費合計額(円)」が「各小計 食事(円)」と「各小計 光熱水費(円)」を合計した値と一致していません
82	PS51	※受付: 入所時特別支援加算・当月算定日数(日)が不正です	★受付: 実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
83	PS56	※受付: 初期加算・30日目(年月日)の日付が不正です	★受付: 実績記録票の初期加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
84	PS64	※受付: 施設外支援 累計が180日を超えています	★受付: 実績記録票の提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超えています
85	PS66	※受付: 訪問型 1時間未満(回)が明細合計と一致しません	★受付: 実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
86	PS67	※受付: 訪問型 1時間以上(回)が明細合計と一致しません	★受付: 実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
87	PS75	※受付: 重度包括・実績単位数が重度包括・支給決定量超過	★受付: 実績記録票の重度包括の「実績単位数(単位)」が重度包括の「支給決定量(単位)」を超えています
88	PS79	※受付: その他サービス合計時間数が明細情報合計と不一致	★受付: 「その他サービス合計時間数」がサービス内容が「共同生活介護」、「共同生活援助」、「短期入所」以外の明細合計と一致していません
89	PS83	※受付: 重度包括・1日計が重度包括・単位数の集計と不一致です	★受付: 実績記録票の重度包括の「1日計」が同一日の重度包括の「単位数」を合計した値と一致していません

2-3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
90	PS88	※受付:帰宅時支援加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
91	PS90	※受付:家庭連携加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
92	PS94	※受付:初期加算・当月算定日数(日)が不正です	★受付:実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
93	PS99	※受付:入所時特別支援加算・30日目の日付が不正です	★受付:実績記録票の入所時特別支援加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
94	PT26	※受付:入院時支援特別加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
95	PT27	※受付:訪問支援特別加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
96	PT31	※受付:重度包括・適用単価が算定値と一致しません	★受付:実績記録票の重度包括の「適用単価」が既定の単価と一致していません
97	PT38	※受付:入院時支援特別加算なのにサービス提供状況が入院でない	★受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」以外の場合、「入院時支援特別加算(サービス提供回数)」は設定できません
98	PT47	※受付:訪問支援特別加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の訪問支援特別加算について、提供時間数と算定時間数の関係が不正、または欠席時対応加算と同一日に算定されています
99	PT55	※受付:補足給付適用の有無と補足給付額の関係が不適切です	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、「補足給付額(円/日)」の設定が必要です
100	PT61	※受付:家庭連携加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の「家庭連携加算(算定時間数)」と「家庭連携加算(提供時間数)」の関係が不正です
101	PT64	※受付:地域移行加算の日付が入所中・退所後算定日と不一致	★受付:地域移行加算が算定されている日付が地域移行加算の「入所中算定日(年月日)」、または「退所後算定日(年月日)」と一致していません
102	PT80	※受付:欠席時対応加算が算定可能回数を超えています	★受付:「サービス提供の状況」が「欠席(欠席時対応加算)」の件数が算定可能回数を超えています
103	PU05	※受付:体験宿泊加算が算定可能回数を超えています	★受付:体験宿泊加算が算定可能回数を超えています
104	PU08	※受付:送迎加算 往設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付:実績記録票の「送迎加算 往」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
105	PU09	※受付:送迎加算 復設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付:実績記録票の「送迎加算 復」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
106	PU36	※受付:自立生活支援加算の日付が入居中・退居後算定日と不一致	★受付:自立生活支援加算を算定する場合、実績記録票の「日付」が「入居中算定日」、または「退居後算定日」と一致する必要があります
107	PU37	※受付:重度包括・共同生活援助合計日数が明細情報合計と不一致	★受付:重度包括の「共同生活援助合計日数」が明細欄の共同生活援助の提供日を合計した日数と一致していません

2-3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
108	PU48 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています
109	PU50 (PT34)	※受付:派遣人数が2人を超えています	★受付:同じ「サービス内容」、「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
110	PU52 (PT34)	※受付:派遣人数が2人を超えています	★受付:同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
111	PU54 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間を超えています
112	PU55 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間となっていますが「開始時間」と「終了時間」から算出した時間が算定できる最大の時間未満です
113	PU57 (PT30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:同じ「提供通番」で「移動」が「算定時間数」を超えています
114	PU59 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過している明細が存在しています
115	PU98 (PU04)	※受付:体験利用加算が算定可能回数を超えています	★受付:体験利用加算Ⅰが算定可能回数を超えています
116	PU99 (PU04)	※受付:体験利用加算が算定可能回数を超えています	★受付:体験利用加算Ⅱが算定可能回数を超えています

2-3. 警告からエラーへの移行について

- 審査内容の拡充及び制度改正・報酬改定への対応により、新たに追加予定のエラーコードのうち、移行対象エラーコード(案)は、以下のとおり。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EF27	★受付:実績記録票に基準該当事業所で算定できない報酬が設定されています
2	EK49	★受付:重度障害者支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
3	EK50	★受付:福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
4	EK51	★受付:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
5	EK52	★受付:初期加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
6	EK53	★受付:食事提供体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
7	EK54	★受付:医療連携体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
8	EK55	★受付:人員配置体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
9	EK56	★受付:常勤看護職員等配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
10	EK57	★受付:リハビリテーション加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
11	EK58	★受付:延長支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
12	EK59	★受付:夜勤職員配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
13	EK60	★受付:夜間看護体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
14	EK61	★受付:入所時特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
15	EK62	★受付:地域生活移行個別支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
16	EK63	★受付:栄養マネジメント加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
17	EK64	★受付:夜間支援等体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
18	EK65	★受付:日中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

※「エラー」へ移行した後は、文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

2-3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
19	EK66	★受付:通勤者生活支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
20	EK67	★受付:地域移行支援体制強化加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
21	EK68	★受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
22	EK69	★受付:短期滞在加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
23	EK70	★受付:就労支援関係研修修了加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
24	EK71	★受付:就労定着支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
25	EK72	★受付:移行準備支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
26	EK73	★受付:重度者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
27	EK74	★受付:就労移行支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
28	EK75	★受付:施設外就労加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
29	EK77	★受付:目標工賃達成指導員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
30	EK78	★受付:短期利用加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
31	EK79	★受付:単独型加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
32	EK80	★受付:単独型加算(長時間)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
33	EK81	★受付:栄養士配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
34	EK82	★受付:特別重度支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
35	EK83	★受付:緊急短期入所体制確保加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
36	EK84	★受付:緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
37	EK85	★受付:初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
38	EK86	★受付:集中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
39	EK87	★受付:退院・退所月加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
40	EK88	★受付:送迎加算(重度)の「回数」の合計が送迎加算の「回数」の合計を超えています

2-3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
41	EK89	★受付:重度障害者支援加算(Ⅰ)(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
42	EK90	★受付:重度障害者支援加算(支援有り)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(体制有り)の「回数」の合計を超えています
43	EK91	★受付:重度障害者支援加算(90日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(支援有り)の「回数」の合計を超えています
44	EK92	★受付:地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)の「回数」の合計が地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
45	EK93	★受付:重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算の「回数」の合計を超えています
46	EK94	★受付:単独型加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が単独型加算の「回数」の合計を超えています
47	EK96	★受付:食事提供加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
48	EK97	★受付:人工内耳装用児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
49	EK98	★受付:児童指導員等加配加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
50	EK99	★受付:特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
51	EQ01	★受付:保育職員加配加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
52	EQ02	★受付:職業指導員加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
53	EQ03	★受付:重度障害児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
54	EQ04	★受付:重度重複障害児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
55	EQ05	★受付:強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
56	EQ06	★受付:幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
57	EQ07	★受付:心理担当職員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
58	EQ08	★受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
59	EQ09	★受付:自活訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
60	EQ10	★受付:小規模グループケア加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
61	EQ11	★受付:乳幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
62	EQ12	★受付:重度障害児支援加算(強度行動障害)の「回数」の合計が重度障害児支援加算の「回数」の合計を超えています

2-3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
63	EQ13	★受付:強度行動障害児特別支援加算(90日以内)の「回数」の合計が強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計を超えています
64	EL86	★受付:実績記録票の「通所施設移行支援加算・算定日(年月日)」の年月が「サービス提供年月」と一致していません
65	PB74	★受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
66	PB75	★受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません
67	PB76	★受付:精神障害者退院支援施設加算の「回数」の合計が当該月の日数を超えています
68	PJ89	★受付:障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません
69	PJ90	★受付:障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
70	PK10	★受付:有期有目的(最初の60日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から60日目の年月以前であることが必要です
71	PK11	★受付:有期有目的(最初の60日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています
72	PK12	★受付:有期有目的(61～90日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から61～90日の年月であることが必要です
73	PK13	★受付:有期有目的(61日目から90日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています
74	PP91	★支給量:生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
75	PP92	★支給量:就労移行支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
76	PP93	★支給量:就労継続支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
77	PQ22	★支給量:児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
78	PQ23	★支給量:医療型児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
79	PQ24	★支給量:放課後等デイサービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
80	PQ25	★支給量:保育所等訪問支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています

3. 平成30年4月制度改革・報酬改定等への対応について

このページは空白です。

3-1. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

このページは空白です。

3-1. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

(1) 項目の切り替えについて

平成30年度制度改正・報酬改定において、指導員加配加算の算定要件を見直し、児童指導員等加配加算(Ⅰ)に改め、また児童指導員等加配加算(Ⅱ)を新たに創設する。

これに伴い、児童指導員等加配加算(Ⅰ)、児童指導員等加配加算(Ⅱ)に係る算定要件を満たす障害児施設については、平成30年4月以降、新たな項目にコード値を設定した障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

対象の項目については、「平成30年4月より項目の切り替えがある項目一覧」を参照。

■平成30年4月より項目の切り替えがある項目一覧

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		平成30年3月以前	平成30年4月以降	
障害児施設異動／訂正連絡票情報(サービス情報)	・指導員加配加算の有無	1:無し 3:児童指導員等 4:指導員	※ 設定不可	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ※1 理学療法士等である場合に設定する。
	・児童指導員等加配加算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:専門職員(※1) 3:児童指導員等 4:その他従業者	
	・児童指導員等加配加算(Ⅱ)の有無		1:無し 2:専門職員(※1) 3:児童指導員等 4:その他従業者	

3-1. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

(2)コード値の切り替えについて

平成30年度制度改正・報酬改定において、保育職員加配加算の算定要件を見直し、新たな区分を創設する。これに伴い、保育職員加配加算に係る算定要件を満たしている障害児施設については、平成30年4月以降、新たなコード値を設定した障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

対象の項目については、「平成30年4月よりコード値を切り替える必要がある項目一覧」を参照。

■平成30年4月よりコード値を切り替える必要がある項目一覧

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		平成30年3月以前	平成30年4月以降	
障害児施設異動／訂正連絡票情報(サービス情報)	・保育職員加配加算の有無	1:無し <u>2:有り</u>	1:無し <u>3:I</u> <u>4:II</u>	以下のサービスが対象。 ・医療型児童発達支援

3-1. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

(3)コード値内容の変更について

平成30年度制度改正・報酬改定において、特定事業所加算（相談支援）、常勤看護職員等配置加算、心理担当職員配置加算及び看護職員配置加算の算定要件を見直し、新たな区分を創設する。

これに伴い、新たな区分の算定要件を満たす事業所及び障害児施設については、平成30年4月以降、当該加算に係る項目に新たなコード値を設定した事業所異動連絡票情報、または障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

なお、平成30年3月末時点において当該加算の算定要件を満たしており、平成30年4月からの新たな区分の要件に該当しない事業所及び障害児施設については、それ以外の項目に変更がなければ、システム上で読み替えを行うため、改めて異動／訂正連絡票情報を提出する必要はない。

対象の項目については、「平成30年4月よりコード値内容の変更がある項目一覧」を参照。

■平成30年4月よりコード値内容の変更がある項目一覧(1/2)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		平成30年3月以前	平成30年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動／訂正連絡票 情報(サービス情報)	・相談支援特定 事業所加算の有 無	1:無し 2: <u>有り</u>	1:無し 2: <u>Ⅲ</u> 3: <u>I</u> 4: <u>Ⅱ</u> 5: <u>Ⅳ</u>	「3:I」「4:Ⅱ」「5:Ⅳ」を新設する。 既存の区分については、コード値は変更 せずに、コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・計画相談支援 ・障害児相談支援

3-1. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

■平成30年4月よりコード値内容の変更がある項目一覧(2/2)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		平成30年3月以前	平成30年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動／訂正連絡票 情報(サービス情報)	・心理担当職員 配置加算の有無	1:無し 2: <u>有り</u>	1:無し 2: <u>I</u> 3: <u>II(※1)</u>	「3:II」を新設する。 既存の区分については、コード値は変更 せずに、コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過的生活施設入所支援 ・障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援 ※1 配置した心理指導担当職員が公認 心理士の資格を有している場合に設 定する。
	・看護職員配置 加算の有無(※2)	1:無し 2: <u>有り</u>	1:無し 2: <u>I</u> 3: <u>II</u>	「3:II」を新設する。 既存の区分については、コード値は変更 せずに、コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過的生活施設入所支援 ・障害児入所支援 ※2 平成30年3月までの「看護師配置加 算の有無」の項目名を変更。
事業所異動／訂正連絡票情報 (サービス情報)	・常勤看護職員等 配置加算の有無	1:無し 2: <u>有り</u>	1:無し 2: <u>I</u> 3: <u>II</u>	「3:II」を新設する。 既存の区分については、コード値は変更 せずに、コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・生活介護

3-2. 平成30年度からの介護給付費等の請求事務について(案)

このページは空白です。

3-2. 平成30年度からの介護給付費等の請求事務について(案)

- 平成30年度制度改正及び報酬改定に伴い、請求様式の一部変更を行う。
 なお、各様式の記載方法等の詳細については、参考資料2を参照。

■ 介護給付費等に係る請求書・明細書の主な変更点について

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
障害者総合支援法	介護給付費・訓練等給付費等明細書	様式第二	変更	対象サービスに「就労定着支援」及び「自立生活援助」を追加。
	計画相談支援給付費請求書	様式第四	変更	「サービスコード」欄を削除。 「請求金額」欄の桁数を7桁から8桁へ変更。
	計画相談支援給付費明細書	様式第六	新規	新規様式(様式第六)を追加。
	特例計画相談支援給付費請求書	様式第十	変更	「サービスコード」欄を削除。 「請求金額」欄の桁数を7桁から8桁へ変更。
	特例計画相談支援給付費明細書	様式第十一	新規	新規様式(様式第十一)を追加。
	特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書	様式第十二	変更	様式番号を変更。 変更前: 様式第六

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
児童福祉法	障害児相談支援給付費請求書	様式第三	変更	「サービスコード」欄を削除。 「請求金額」欄の桁数を7桁から8桁へ変更。
	障害児相談支援給付費明細書	様式第四	新規	新規様式(様式第四)を追加。
	特例障害児相談支援給付費請求書	様式第六	変更	「サービスコード」欄を削除。 「請求金額」欄の桁数を7桁から8桁へ変更。
	特例障害児相談支援給付費明細書	様式第七	新規	新規様式(様式第七)を追加。
	特例障害児通所給付費等請求書	様式第八	変更	様式番号を変更。 変更前: 様式第四

3-2. 平成30年度からの介護給付費等の請求事務について(案)

■サービス提供実績記録票の主な変更点について

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
障害者総合支援法	居宅介護サービス提供実績記録票	様式1	変更	「初回加算」欄、「緊急時対応加算」欄、「福祉専門職員等連携加算」欄を追加。 「備考」欄から初回加算、緊急時対応加算、福祉専門職員等連携加算の記載を削除。 「備考」欄に同一建物減算の記載を追加。
	行動援護サービス提供実績記録票	様式2	変更	「初回加算」欄、「緊急時対応加算」欄、「行動障害支援指導連携加算」欄を追加。 「備考」欄から初回加算、緊急時対応加算、行動障害支援指導連携加算の記載を削除。
	重度訪問介護サービス提供実績記録票	様式3-1	変更	「サービス提供の状況」欄、「同行支援」欄、「初回加算」欄、「緊急時対応加算」欄、「行動障害支援連携加算」欄を追加。 「備考」欄から初回加算、緊急時対応加算、行動障害支援連携加算の記載を削除。
	重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票	様式4	変更	様式レイアウトをA4縦からA4横に変更及び既存項目の配置を変更。 「適用単価」欄の記載方法を変更。 「実績単位数」欄、「実績割合」欄、「支給決定量(1月分)」欄、「報酬請求額」欄、「利用者負担上限月額」欄、「利用者負担額」欄、「社会福祉法人等軽減額」欄、「社福法人等軽減措置適用の有無」欄、「当該月の日数」欄を削除。 「低所得者利用加算」欄、「初回加算」欄、「医療連携体制加算」欄、「送迎加算」欄、「備考」欄を追加。 「単位数」欄に「合計」欄を追加。
	短期入所サービス提供実績記録票	様式6	変更	「開始日」欄、「終了日」欄を削除し、日単位での記載に変更。 「医療連携体制加算」欄、「緊急短期入所受入加算」欄、「定員超過特例加算」欄を追加。 「備考」欄から医療連携体制加算、緊急短期入所受入加算の記載を削除 「備考」欄に定員超過特例加算の記載を追加。
	生活介護サービス提供実績記録票	様式7	変更	「体験利用支援加算」欄を追加。 「備考」欄に重度障害者支援加算の記載を追加。

3-2. 平成30年度からの介護給付費等の請求事務について(案)

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
障害者総合支援法	施設入所支援提供実績記録票	様式9	変更	「地域移行加算」欄、「体験宿泊支援加算」欄を追加。 「地域移行加算入所中算定日」欄を削除。 「備考」欄から地域移行加算の記載を削除。
	自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票	様式13	変更	「体験利用支援加算」欄を追加。
	自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票	様式14	変更	「医療連携体制加算」欄、「体験利用支援加算」欄を追加。 「備考」欄から医療連携体制加算の記載を削除。
	宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票	様式15	変更	「医療連携体制加算」欄、「地域移行加算」欄を追加。 「地域移行加算入所中算定日」欄を削除。 「備考」欄から地域移行加算の記載を削除。
	就労移行支援提供実績記録票	様式16	変更	「医療連携体制加算」欄、「通勤訓練加算」欄、「体験利用支援加算」欄を追加。 「備考」欄から医療連携体制加算の記載を削除。
	就労継続支援提供実績記録票	様式17	変更	「医療連携体制加算」欄、「体験利用支援加算」欄を追加。 「備考」欄から医療連携体制加算の記載を削除。
	共同生活援助サービス提供実績記録票	様式18-1	変更	「住居外利用」欄、「医療連携体制加算」欄、「自立生活支援加算」欄を追加。 「自立生活支援加算入居中算定日」欄を削除。 「備考」欄から医療連携体制加算、自立生活支援加算の記載を削除。
		様式18-2	変更	「利用人数」欄を追加。 「備考」欄から利用人数の記載を削除。
	同行援護サービス提供実績記録票	様式19	変更	「サービス内容」欄の記載内容を変更。 「初回加算」欄、「緊急時対応加算」欄を追加。 「合計」欄に「平成30年度報酬改定後の単価の場合」を追加。 「身体介護を伴う場合」の「合計内訳(適用単価別)90%」欄を設定可能に変更。 「備考」欄から初回加算、緊急時対応加算の記載を削除。

3-2. 平成30年度からの介護給付費等の請求事務について(案)

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
障害者総合支援法	地域移行支援提供実績記録票	様式20	変更	「サービス提供の状況」欄の記載内容を変更。 「初回加算」欄を追加。 「備考」欄から初回加算の記載を削除。
	地域定着支援提供実績記録票	様式21	変更	「サービス提供の状況」欄の記載内容を変更。
	就労定着支援提供実績記録票	様式22	新規	新規様式(様式22)を追加。
	自立生活援助提供実績記録票	様式23	新規	新規様式(様式23)を追加。

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
児童福祉法	障害児入所支援提供実績記録票	様式1	変更	「地域移行加算」欄を追加。 「地域移行加算入所中算定日」欄を削除。 「備考」欄から地域移行加算の記載を削除。
	児童発達支援提供実績記録票	様式3	変更	「事業所内相談支援加算」欄、「医療連携体制加算」欄、「保育・教育等移行支援加算」欄を追加。 「備考」欄から医療連携体制加算の記載を削除。
	医療型児童発達支援提供実績記録票	様式4	変更	「送迎加算」欄、「事業所内相談支援加算」欄、「保育・教育等移行支援加算」欄を追加。
	放課後等デイサービス提供実績記録票	様式5	変更	「事業所内相談支援加算」欄、「医療連携体制加算」欄、「保育・教育等移行支援加算」欄を追加。 「備考」欄から医療連携体制加算の記載を削除。
	保育所等訪問支援提供実績記録票	様式6	変更	「家庭連携加算」欄、「初回加算」欄を追加。 「備考」欄に家庭連携加算の記載を追加。
	居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票	様式7	新規	新規様式(様式7)を追加。

3-3. 就労移行支援体制加算の請求方法について

このページは空白です。

3-3. 就労移行支援体制加算の請求方法について

○概要

《一般就労移行後の定着実績の評価》

就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに生活介護、自立訓練で規定するため、就労後、6月以上就労継続している者(就労定着者)がいる場合の定着実績を評価するための加算を、就労継続支援と同様に創設するとともに、就労定着者の数に応じて加算単位数が増える仕組みとし、一般就労への移行を従前より評価する。

○対象サービス

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型

○算定構造

(例:「就労継続支援A型」の場合)

就労移行支援体制加算	就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	定員20人以下	1日につき42単位を加算
		定員21人以上40人以下	1日につき18単位を加算
		定員41人以上60人以下	1日につき10単位を加算
		定員61人以上80人以下	1日につき7単位を加算
		定員81人以上	1日につき6単位を加算
	就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	定員20人以下	1日につき39単位を加算
		定員21人以上40人以下	1日につき17単位を加算
		定員41人以上60人以下	1日につき9単位を加算
		定員61人以上80人以下	1日につき7単位を加算
		定員81人以上	1日につき5単位を加算

注1 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への就職は除く

【例】

「就労継続支援A型サービス」を提供している「定員20人以下」の事業所にて、前年度において、就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が5名、かつ請求対象のサービス提供年月において5日間サービスを提供した2名の受給者(Aさん、Bさん)に対して「就労移行支援体制加算Ⅰ」を請求する場合

Aさん

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
就継A就労移行支援体制加算Ⅰ	455240	210	5	1050

42単位×5人(前年度実績人数)

Bさん

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
就継A就労移行支援体制加算Ⅰ	455240	210	5	1050

定員区分に応じた所定単位数に前年度実績の人数を乗じた単位数を、1日当たりの単位数として算定する。

このページは空白です。

3-4. 地域区分の見直しについて

このページは空白です。

3-4. 地域区分の見直しについて

【概要】

- 障害者サービスに係る地域区分について、現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分に見直す。また、その際類似制度である介護保険サービス(以下「介護」という。)における地域区分との均衡を考慮し、介護の考え方に合わせる。
なお、これらの見直しにあたっては報酬単価大幅変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で平成32年度末まで必要な経過措置を講じる。
- 障害児サービスに係る地域区分についても、障害者サービスと同様に、介護における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせた上で、障害者サービスと同様の経過措置を講じる。〈参考1〉

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

- 地域区分が変更となる事業所については、事業所台帳情報(サービス情報)の地域区分コードの変更が必要となる。そのため、都道府県においては「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要がある。
- 都道府県は、国保連合会において的確に一次審査がなされるよう、「事業所異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への提出に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

※障害児支援の場合、「事業所異動／訂正連絡票情報」は「障害児施設異動／訂正連絡票情報」に置き換える

II 単位数単価

- 平成30年度の地域区分に対応した単位数単価を設定する必要がある。
※支払等システム及び簡易入力システムは、今回のリリースで対応予定。
- 事業所においては、簡易入力システムの更新が必要となるため、インストール等の作業が発生する。

このページは空白です。

地域区分の見直しについて

地域区分の見直しによる報酬 1 単位単価の見直し（障害者サービス）

〔見直し後の 1 単位単価〕【現行と平成 30 年度以降】

< 現行 >

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援 A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援 B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
	(新設)						
	(新設)						
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

< 平成 30 年度以降 >

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円							
生活介護	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.32円	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援 A型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援 B型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労定着支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
自立生活援助	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活援助	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円



地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し(障害児サービス)

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

< 現行 >

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他			
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%			
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
(新設)												
保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円			
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
		ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
			ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
				当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	併設する施設が主たる施設の場合		11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円		
	肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円								
肢体不自由児の場合		10円										
重症心身障害児の場合		10円										
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円			

< 平成30年度以降 >

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他			
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%			
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
居宅訪問型児童発達支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円			
保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円			
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
		ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
			ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
				当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	併設する施設が主たる施設の場合		11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円		
	肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円								
肢体不自由児の場合		10円										
重症心身障害児の場合		10円										
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円			

3-5. 高額障害福祉サービス等給付費の 支給対象の拡大について

このページは空白です。

3-5. 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大について

○概要

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当(類似)する介護保険サービスの利用者負担が償還される。

高齢障害者の方の利用者負担軽減制度にかかる業務について、国保連に委託する場合、高額障害福祉サービス等給付費の算定に必要となる、高額障害福祉サービス等給付費対象者の情報を提出する必要がある。

【例】
 施行令第四十三条の五第六項に基づく高額障害福祉サービス等給付費対象者の情報を作成する場合
 (介護保険に移行し、障害福祉サービス等の支給決定がない受給者の場合)
 受給者情報(基本情報)及び高額障害福祉サービス費世帯等情報の異動区分を「1:新規」で作成する。
 ※個人番号の利用事務を委託している場合、個人番号情報の異動区分を「1:新規」で作成する。

■受給者情報(基本情報)

異動年月日	異動区分	受給者証番号	障害支援区分	利用者負担上限額情報				
				所得区分	生保移行防止有無(定率負担)	利用者負担上限月額	有効期間(開始年月日)	有効期間(終了年月日)
20180401	1:新規	1111111111	99:無し	01	1:無し	0	20180401	20180630

補足給付情報		市町村が定める額の適用有無	特定旧法受給者区分(経過措置対象者)	独自助成対象者区分	重度包括支援対象者有無	食事提供体制加算対象者有無
補足給付有無	生保移行防止有無(補足給付)					
1:無し	1:無し	1:無し	1:対象外	1:対象外	1:無し	1:無し

国庫負担基準単位集計区分	高額障害福祉サービス等給付費情報		
	対象者区分	有効期間(開始年月日)	有効期間(終了年月日)
1:対象外	2:対象	20180401	20180630

- ・障害支援区分コードは「99:無し」を設定する。(障害支援区分認定有効期間は未設定)
- ・障害福祉サービス等の支給決定を受けている受給者の場合、当該者の受給者証番号で異動区分が「2:変更」の受給者情報(基本情報)を作成する。

3-5. 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大について

■高額障害福祉サービス費世帯等情報

異動年月日	異動区分	受給者証番号	世帯集約番号	特例世帯有無	世帯算定所得区分	世帯算定基準額	介護保険情報	
							保険者番号	被保険者番号
20180401	1:新規	1111111111	0123456789	1	01	0	012345	0123456789

・介護保険情報の保険者番号、被保険者番号を設定する。

■個人番号情報

異動年月日	異動区分	受給者証番号種別	受給者証番号	受給者個人番号	児童個人番号
20180401	1:新規	1	1111111111	123456789012	—

・受給者証番号種別は「1:障害者総合支援」を設定する。

3-6. 平成30年度制度改革・報酬改定に係る国保連合会の 一次審査の対応について

このページは空白です。

3-6. 平成30年度制度改革・報酬改定に係る国保連合会の一次審査の対応について

○ 改正法に伴う制度改革及び報酬改定は大規模なものとなるため、障害者自立支援給付支払等システムの一次審査で実施するチェックについて段階的に対応を進める。

制度改革及び報酬改定対応に係る一次審査のチェック内容を以下に示す。

システムが対応するまでの間は、市町村等で実施する二次審査において適切に確認いただきたい。

【2018年5月の一次審査より実施するチェック内容】

分類	チェック内容
受付審査 ・資格審査	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス提供実績記録票 <ul style="list-style-type: none"> ・ インタフェース全項目に対する項目属性チェック(数値・日付・全角・コード値) ・ 制度改革・報酬改定により追加された支給決定に関する正当性チェック ・ 基本情報内、または明細情報内の整合性チェック及び基本情報と明細情報の整合性チェック ・ 新サービスで追加となったサービス提供実績記録票様式に関する形式チェック(必須・重複・妥当性)及び台帳情報(市町村台帳・事業所台帳・受給者台帳)の有効性チェック ■ 請求明細書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改革・報酬改定による算定要件の変更等に際し、現在実施している以下のチェックについて、チェック条件を見直し ⇒ サービス種類コードチェック、サービス開始日等・開始年月日チェック、サービス開始日等・終了年月日チェック、サービス開始日等・利用日数チェック、サービスコードチェック、回数チェック、回数チェック(基本報酬と加算)、回数チェック(加算と加算)、単位数チェック、決定サービスコードチェック、事業所台帳・受給者台帳との算定要件チェック、サービス提供量チェック、契約支給量チェック、受給者証番号チェック、数値整合性チェック ※回数チェック(基本報酬と加算)及び回数チェック(加算と加算)については、短期入所及び共同生活援助以外 ■ 計画相談支援給付費請求書／計画相談支援給付費明細書(障害児相談支援給付費請求書／障害児相談支援給付費明細書) <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規追加となった明細書について、請求明細書と同等のチェックを実施 具体的な観点は以下のとおり <ol style="list-style-type: none"> 1. インタフェース全項目に対する項目属性チェック(数値・日付・全角・コード値) 2. 形式チェック(必須・重複・妥当性)及び台帳情報(市町村台帳・事業所台帳・受給者台帳)の有効性チェック 3. 請求書と明細書の整合性チェック(回数や単位数等) 4. 事業所台帳・受給者台帳との算定要件チェック
支給量審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改革・報酬改定により追加された支給決定に関するサービス提供量と決定支給量の比較チェック ・ 契約内容の必須化に伴う、該当サービスでの請求明細書のサービス提供量と契約支給量の比較チェック ・ 新たに追加されたサービスの請求明細書に対するサービス提供実績記録票の存在チェック ・ 算定要件が変更された基本報酬、加算に関する実績記録票と請求明細書の回数チェック(※) ・ 算定要件が変更された基本報酬、加算に関する同一日、同一利用時間帯の重複サービス利用チェック(※) <p>※現在実施しているチェックについて、見直しを行わないとエラーになってしまうもの</p>

3-6. 平成30年度制度改正・報酬改定に係る国保連合会の一次審査の対応について

【2018年11月以降に拡充する一次審査のチェック内容】

分類	チェック内容
受付審査 ・資格審査	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス提供実績記録票 <ul style="list-style-type: none"> ・制度改正・報酬改定により追加・変更が生じた加算に対する算定上限回数の超過チェック ・制度改正・報酬改定により追加された項目における事業所台帳・受給者台帳との算定要件チェック ・制度改正・報酬改定により追加された項目における明細内の相関性チェック ・制度改正・報酬改定の内容を踏まえたサービス提供量チェックの見直し ■ 請求明細書 <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所、共同生活援助及び報酬改定により追加された報酬に対する回数チェック(基本報酬と加算、加算と加算) ・報酬改定により追加された基本報酬、加算に対する併給関係チェック ・審査支払事務の見直し対応により追加された事業所台帳の新規項目に対する算定要件チェック ■ 計画相談支援給付費請求書／計画相談支援給付費明細書(障害児相談支援給付費請求書／障害児相談支援給付費明細書) <ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬、加算の併給関係チェック
支給量審査	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正・報酬改定により追加された実績記録票の加算欄の設定内容と請求明細書の回数の整合性チェック ・制度改正・報酬改定により追加された実績記録票項目の設定内容をふまえた同一日、同一利用時間帯の重複サービス利用チェック ・請求明細書で算定されている基本報酬とサービス提供実績記録票の提供実績との整合性をチェック

4. 平成30年度制度改正・報酬改定の円滑施行に向けて

このページは空白です。

4. 平成30年度制度改正・報酬改定の円滑施行に向けて

○台帳の整備

平成30年度制度改正・報酬改定に伴い、事業所の体制の届出内容に変更がある事業所及び障害児施設に対する異動連絡票情報の提出等、台帳の整備が必要となる。

また、新サービス(就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援)の創設や報酬改定による各種加算等の支給決定に係る異動連絡票情報の提出等、受給者台帳の整備が必要となる。

このため、都道府県の事業所台帳情報(障害児支援の場合は、障害児施設台帳情報)及び市町村等の受給者台帳情報(障害児支援の場合は、障害児支援受給者台帳情報)と事業者の請求情報の突合において、台帳の整備漏れ等による請求エラーが発生することのないよう、都道府県及び市町村におかれては、事業所台帳情報及び受給者台帳情報の入力・国保連への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

なお、平成30年5月の事業所台帳情報参照機能のリリースに伴い、国保連に登録されている事業所台帳情報をサービス提供事業所が参照できるようになる。登録内容についてサービス提供事業所からの問い合わせが想定されるため対応頂きたい。

○事業者への周知について

都道府県、政令市等におかれては、平成30年度制度改正・報酬改定について、事業者からの請求処理が円滑に行えるよう、各種加算の届出等、事業者に対し十分に周知願いたい。

○各種加算等の届出時期について

通常、4月から加算等の算定を開始する場合は3月15日までに各都道府県知事等へ届出を行うこととなるが、報酬改定による影響を鑑み、4月中に届出がなされた新規の加算等について、4月からの算定が可能な取扱とする。

具体的な届出日については、各都道府県において柔軟な設定を行って差し支えないが、5月の請求に対する一次審査において、台帳情報の未整備によるエラーが多発し、事業所への支払事務に混乱が生じないよう、各都道府県国保連協会と十分調整の上、設定して頂きたい。

○給付費の審査支払事務の委託手数料について

平成30年度以降における障害福祉サービス費等に係る給付費の審査支払事務の委託手数料については、平成30年2月7日付け事務連絡「障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の委託手数料について」において、その考え方を示したところである。

各都道府県・市町村におかれては、上記事務連絡の趣旨や地域の実情を踏まえ、委託手数料の見直しに当たって、国保連と十分調整の上、適切な対応をお願いする。

このページは空白です。

5. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

このページは空白です。

5. 障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備考
1	審査支払事務の見直し	平成30年4月に改正法が施行されるが、国保連合会における一次審査も平成30年4月から開始されるという認識でよろしいか。	国保連合会における一次審査は、平成30年4月サービス提供分が請求される平成30年5月より開始することになる。平成30年4月までは、現行通りの運用となる。	再掲 (2017年10月2日 合同担当者説明会)
2	審査支払事務の見直し	平成30年度から審査を開始するにあたり、介護保険における給付費審査委員会にあたるものの設置は必要か。	障害者総合支援法等において規定がされていないことから、審査委員会の設置は不要となる。	再掲 (2017年10月2日 合同担当者説明会)
3	審査支払事務の見直し	平成30年度より受給者台帳(モニタリング情報)が追加となるが、サービス等利用計画を作成した月についてはモニタリング対象月の有無を「有」にする必要があるか。	受給者台帳(モニタリング情報)の「モニタリング対象月」については、モニタリングの実施予定月に「有」を設定していただくこととなる。	新規
4	審査支払事務の見直し	インタフェース仕様書(サービス事業所編)の10ページにおいて、「J421 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)」が追加されているが、平成30年4月1日以降に上限額管理情報を送信する際は、当該インタフェースにて作成するのか。	平成30年4月のインタフェース仕様書にて、「J421 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)」を追加しているが、用途としては、「同一世帯における複数児童の上限額管理を行った場合に上限額管理者が送信する」と記載しているとおおり、一人の児童に対して上限額管理を行う場合は、既存の「J411 利用者負担上限額管理結果票情報」を使用することになる。 また、注釈に「サービス提供年月が平成30年10月以降使用する。」と記載しているとおおり、平成30年4月時点においては、複数児童の上限額管理を行った場合においても「J421 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)」は使用することができないため、従来どおり紙等にて市町村へ提出することになる。 なお、平成30年度報酬改定の内容が多岐に渡り、また、大規模なものであることから、システムによる対応時期については、改めて検討している。	新規
5	共生型サービスの創設	現在、既存の基準該当障害福祉サービス等の事業所が、平成30年4月以降、共生型障害福祉サービス等の事業所へ移行する場合、事業所番号はどのように付番すればよいか。	この場合、共生型障害福祉サービス等の事業所の指定に係る事業所番号は、既存の基準該当障害福祉サービス等を提供している事業所とは、別の事業所番号を設定することになる。	新規

5. 障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備考
6	共生型サービスの創設	平成30年4月以降、共生型障害福祉サービス等の事業所としての指定を受け、利用者にサービスを提供した後、給付費等の請求を行う場合、請求方法や使用する請求様式は指定障害福祉サービス等の事業所が行う場合と異なるのか。	指定障害福祉サービス等の事業所と同様である。	新規
7	共生型サービスの創設	インタフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等において、「サービス管理責任者配置の有無」の項目があるが、「サービス管理責任者配置等加算」を指す認識でよいか。	お見込みのとおり。	新規
8	高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大	平成30年3月14日付事務連絡「平成30年度の改正障害者総合支援法等の施行及び障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害者自立支援給付支払等システムの対応について」の「3 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大」に「国保連への委託開始は、平成30年11月以降となる予定です。」と記載があるが、高額障害福祉サービス等給付費の算定についても平成30年11月以降となるのか。	事務連絡の「平成30年11月以降」については、改正法の施行により追加となる、高額障害福祉サービス等給付費(以下「新高額障害福祉サービス等給付費」という。)を障害者自立支援給付支払等システムで算定可能な年月を示している。 障害者自立支援給付支払等システムでの新高額障害福祉サービス等給付費の算定処理については、平成30年11月以降となるが、国保連合会への新高額障害福祉サービス等給付費に係る事務の委託については、平成30年4月以降可能となる。 なお、平成30年11月以降に平成30年4月分の新高額障害福祉サービス等給付費を遡って算定することは可能である。	新規
9	平成30年度報酬改定	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表において、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型及び就労継続支援B型のサービスに「就労移行支援体制(継続就労者数)」の項目があるが、インタフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等に項目がないが、記載漏れか。	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型及び就労継続支援B型に係る就労移行支援体制加算については、平成30年度から「6月以上就労継続している者が利用定員の5%を超えている」という要件を見直し、定員規模に応じた所定単位数に「6月以上就労継続している者の数」(以下「就労定着者数」という。)を乗じて得た単位数を加算することになる。 「就労定着者数」について、審査支払等システムでは管理していないため、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。 なお、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の「就労移行支援体制(継続就労者数)」の項目名称については、「就労移行支援体制(就労定着者数)」に修正する。	新規

5. 障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備考
10	平成30年度報酬改定	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表において、重度障害者等包括支援のサービスに「送迎体制、地域生活移行個別支援、精神障害者地域移行体制、強度行動障害者地域移行体制」の項目があるが、インタフェース仕様書(都道府県編)P14、14-1、14-3のマトリックス表では、重度障害者等包括支援の該当加算の項目に「○」が記されていないが、記載漏れか。	重度障害者等包括支援において、送迎加算、地域生活移行個別支援加算、精神障害者地域移行体制加算又は強度行動障害者地域移行体制加算を算定する場合に必要な都道府県知事への届出は、委託先の指定短期入所事業所又は指定共同生活援助事業所において、当該加算に係る届け出がされていれば、重度障害者等包括支援事業所としての届け出は省略する運用とすることから、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。	新規
11	統計	平成30年度より受給者台帳(基本情報)に「国庫負担基準単位集計区分」が追加されるが、どのように活用されるのか。また、未設定の場合、どのような影響があるか。	<p>「国庫負担基準単位集計区分」は、国庫負担基準単位のト、チ(平成30年4月以降はイ(7)、イ(8))を集計するために追加されたものである。</p> <p>以下のいずれかを設定した場合、国保連合会より市町村へ提供される国庫負担基準単位(実利用者数、支給額)にて、集計された値が設定される予定。</p> <p>2:共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者(重度訪問介護利用者の支援の度合相当) 3:共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者(同行援護利用者の支援の度合相当) 4:共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者(行動援護利用者の支援の度合相当) 5:共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者</p> <p>「1:対象外」、または未設定の場合、集計対象外となる予定。 また、当該項目は必須項目であるため、「入力がない(設定しない)」場合、審査支払等システムの台帳受付点検時にエラーとなり、台帳登録ができない。</p> <p>なお、集計開始時期については、台帳情報を整備するための期間を一定程度設ける必要があることから、平成31年度以降を予定している。</p>	新規